平成２８年（フ）第４６７号
静岡県浜松市中区上島１丁目８番６号　フォーリーフ303
債務者　井伊　哲朗
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３１４号
横浜市港北区仲手原１丁目18番10号　八大ハイツ　Ｂ―201
債務者　永宮　礼子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８４号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀14番１―206号チサンマンション湘洋
債務者　青木　峰子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５６号
横浜市神奈川区大口通135番地11　マツモト第３マンション403号
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６７号
横浜市中区本牧緑ケ丘66番地の１
債務者　前田　勝博
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３７３号
横浜市港南区下永谷５丁目19番20号　太田方
債務者　西宮　惠子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３３３２号
東京都台東区千束４丁目44―２―510
破産者　浅野　史博
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３３号
東京都台東区浅草４丁目27―８―802
破産者　浅野　雄史
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５７号
東京都大田区蒲田１丁目１番10―604号
破産者　株式会社スイミー
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７２号
東京都港区東麻布３丁目８番８号　明商ビル303
破産者　株式会社ザ・デジライズ
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７３号
埼玉県越谷市大沢４丁目14―25　オーベル北越谷Ⅱ―102号
破産者　稲垣　陽介
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１８号
東京都調布市深大寺東町５丁目16―22―201
破産者　小林　浩幸
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１９号
東京都調布市深大寺東町５丁目16―22―201
破産者　小林　千尋
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３８号
東京都大田区南馬込２丁目23―７
破産者　風間　拓洋
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５５号
東京都新宿区内藤町１―10―201
破産者　小清水一夫
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７４号
東京都町田市本町田2577　公社住宅ホ20―401
破産者　横山　　基
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７５号
東京都町田市本町田2577　公社住宅ホ20―401
破産者　横山恵美子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５３９号
東京都荒川区東日暮里６丁目43―15―101
破産者　森添　治美
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部